

ココめ～る 情報提供者・グループ 利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、港北区子育て応援メールマガジン「ココめ～る」(以下「ココめ～る」という)が、港北区内の子育てをより豊かに、子どもを取り巻くすべての人にとって有益なものとなることを目的とする。

第2条 ココめ～るは、特定の思想・宗教・政治団体の宣伝、布教活動、及び特定の物品販売や営利を目的として利用することはできない

(利用対象)

第3条 ココめ～るに情報提供を行うことができる個人・団体などは下記のいずれかの要件を満たし、かつココメール編集委員会が認めたものであること。

(1) 乳幼児・親子の子育て・暮らしを支援する活動を行っていること。

(2) 活動の中心が港北区内であること。

(3) 公共施設・行政など公的機関

(登録)

第4条 ココめ～るに情報提供を希望するものは、次の書類をココめ～る編集委員会あてに提出しなければならない。

(1) ココめ～る情報提供者・グループ・個人 登録申込書

(公共施設・行政など公的機関、編集委員会メンバーが所属する機関、団体を除く)

第5条 ココめ～る編集委員会は、利用登録の審査上の必要があるときは、情報提供者に対して、必要書類の提出を求めることができる。

(注意義務)

第6条 情報提供者として登録を許可されたものは、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。編集委員会が必要と認めたときは、活動状況についての必要書類の提出を求め、その内容の審査を行うことができる。

(登録の取り消しなど)

第7条 ココめ～る編集委員会は、情報提供登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の取り消し、または配信情報を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正手続きによって登録申請を行ったとき。

(2) 活動を中止したとき。

(3) ココめ～る編集委員会が不適切と判断したとき。

(配信情報の優先順位)

第8条 配信情報が同時に多数あった場合、ココめ～る編集委員会では、次の優先順位に従って、配信情報を決定する。依頼されたすべての情報が配信することができない場合もある。

- | | | |
|------|----|--------------------------|
| 優先順位 | 1位 | 行政・関係機関・ココめ～る編集委員が提供する情報 |
| | 2位 | 港北区内の幼稚園・保育所・親と子のつどいの広場 |
| | 3位 | 情報提供者・グループ登録者からの情報 |
| | 4位 | その他編集委員会で認めた情報 |

そのほか必要な事項は別に定める。

付則 この要綱は平成21年7月1日から施行する。